淀川水系流域委員会 第4回住民参加部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧下さい)。

嘉田委員 塚本委員 松本委員

日 時:平成15年4月18日(金)14:00~17:10

場 所:ピアザ淡海 3階 大会議室

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第4回住民参加部会を開催 いたします。

司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田が務めさせて頂きます。どう ぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つかの確認とお願いをさせて頂きます。まず、会場ですが、本日は暖房と冷房の切りかえの端境期になっていまして、多少暑くなっておりますが、冷房がきいてない状況です。申し訳ありませんが、上着等をとりまして進行の方よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、配付資料の確認をさせて頂きたいと思います。皆さまのお手元の方にあります ものが、座席表とウグイス色の「発言にあたってのお願い」です。それから「議事次第」。 資料 1「委員会および各部会の状況」です。

資料 2 番台が一般意見聴取の反映方法についての資料です。資料 2 - 1「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について(案)」とあります。こちらが住民参加の作業部会の方でまとめられました資料です。議事次第の資料リストには書いていませんが、委員の方々と河川管理者、指定席の方々には資料 2 - 1 の補足というものを同時に配っています。こちらは資料 2 - 1 に若干修正を加えたバージョンです。それから、資料 2 - 2「一般意見の聴取反映方法に関する意見・やりとり内容」です。こちらは委員の皆さまからお寄せ頂いたご意見等をまとめています。2 ページから荻野委員、7 ページは藤井委員、8 ページは本多委員、9 ページは松本委員、10 ページは米山委員ということで、前回の部会から非常に短期間ではありますが、お寄せ頂いた意見を 2 ページ以降に記しています。また、2 回目、3 回目の部会での主なやりとりを 11 ページ、14 ページに記しております。

資料3-1は「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』の検討の論点について」です。前回説明資料の論点として(1)から(6)までの項目を上げています。前回の議論を踏まえまして、*印がついた部分については論点として追加をさせて頂いています。それから、資料3-2「論点に関する前回部会(4/11)までの主な意見・やりとり内容」です。資料3-2補足「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』及び具体的な整備シート(第1稿)についてのご意見」ということで、委員の皆さまからお寄せ頂いた意見をそのままお載せしております。2ページから4ページにかけて、前回の部会以降に新たに提出された意見を加えています。

資料4「4月~7月の委員会、部会、運営会議の日程について」です。

最後に参考資料1「委員および一般からのご意見」です。

以上が本日の配付資料です。共通資料につきましては、委員の皆さまの机の上に置いています。提言資料等々、各テーブルに1つの割合で置かせて頂いております。

一般傍聴の方々につきましては、整備内容シート(第1稿)を参考資料としてお配りしておりますが、その共通資料について、他の部会で受け取られた方等ありましたら、資源の節約のためダブりました部分につきましては受付にご返却をして頂ければと思います。

各テーブルにつきましては、先ほど申し上げたように現状説明資料や提言等を置いています。また、後ろの方に議事録等もご用意いたしております。

次に、一般意見の報告をさせて頂きたいと思います。参考資料1をご覧頂きたいと思います。前回から新たに、ナンバーでいたしますと363と364という2点を新たにお寄せ頂いています。1つは工業用水の大阪府営水道への転用についてのご意見です。もう1つが猪名川河川事務所の方より、猪名川ラブリバー懇談会で委員会あてに頂いた意見等をお載せしております。審議の参考としてお読み頂ければと思います。

本日は後ほど一般傍聴の方々にご発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。 「発言にあたってのお願い」をご一読頂ければと思います。なお、一般傍聴からの発言につ きましては、部会や委員会向けのご意見ということでよろしくお願いいたします。

会議終了後、議事録を作成する関係で、発言の冒頭には必ずお名前を頂くようによろしくお願いいたします。また、発言にあたっては必ずマイクを用いて頂くようお願いいたします。 携帯電話等をお持ちの方は電源をお切り頂くようよろしくお願いいたします。

本日は、午後5時に終了させて頂く予定となっております。進行等ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。三田村部会長、よろしくお願いいたします。

三田村部会長

今日はご多忙のところお集まり頂きましてありがとうございます。第4回住民参加部会になります。本日の予定が皆さまのお手元にあると思いますが、「2審議」に入りたいと思います。まず「1)委員会、他部会の状況報告」を、庶務の方からお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

省略(資料1説明)

三田村部会長

今の委員会、他部会のご報告はよろしいですか。

では、「(2)住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換」に入りたいと思います。庶務からご説明がありましたように、本来ですと来週の月曜日の4月21日に、提言の別冊になりました私どもの以前からの宿題の100%版を提出して、委員会でご議論頂くというスケジュールになっておりました。時間が迫っており、皆さま方にご迷惑をおかけしたと思います。国土交通省より4月21日と5月16日の委員会にダムについてのご説明があります。それが時間をとりそうだということですので、4月21日に提言を提出いたしますが、100%版でなくてもよいということになりましたが、ほぼ100%版を提出したいということになりまりありません。

本日、川上委員に今までの委員からのご意見を組み入れて頂いた改訂版を提出して頂き、 ご説明頂きますが、本日は、もう変えないという部分を主に意見交換して頂きたいと思いま す。すなわち、骨子になる部分は本日で100%終わろうということです。プラスアルファに なる部分は、本日の部会終了後月曜日の午前中くらいまでに、私ども3人で調整して提出するということになっていましたけれども、それを連休明け以降の5月16日までにやろうと思っております。したがって、細部でプラスアルファになる部分のご意見はメール等で庶務の方に出して頂ければと思っています。詳しい日程は後で庶務の方がご説明して下さると思いますけれども、そのような段取りになっております。ご理解頂きたく思います。

それでは、作業部会の川上委員の方から提言についての改訂版のご説明をよろしくお願い いたします。

川上委員

4月9日に最終の作業部会を開催いたしまして、一応のとりまとめをしたものを4月11日の第3回住民参加部会に諮りまして、委員の皆さま方のご意見を承り、それを反映したものが今日皆さまのお手元に配っております資料2-1です。変更点のみご説明させて頂きます。

1ページ目の下から5行目、「整備局では、当該説明会終了後も、期限を設けずEメール、郵送、ファクシミリ等による記名・匿名での意見聴取を続けており、委員会はこの真摯な努力を評価する」ということで、ここに「委員会」を入れさせて頂きました。次に2ページですが、上から3行目、このくだりは実施や検討の判断に至る過程で行われた代替案等についての記載がないので、「住民、住民組織、地域組織等がこれについて検討し、討論、議論することは大変困難であると考えられる」と表現を少し改めさせて頂きました。

次の「3.対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)の開催の必要性」。この対話 討論会は当初ワークショップとなっておりましたけれども、日本語の方が望ましいというこ とで2つの表現を「(ワークショップ等)」ということで、併記させて頂いております。

3の(2) 説明会を河川管理者は実施されたわけですけれども、説明するのみにとどまらず、河川法第16条2に定める公聴会を開催すべきであるということで、公聴会の位置付けを河川法に基づくものだということをはっきり明言いたしました。

その次の段落でこの公聴会のあり方を、「円卓方式の『対話集会』もしくは『対話討論会』」 とわかりやすくしたつもりです。そして円卓方式の対話集会もしくは対話討論会では、次の 行、「委員会と同様に公開で討議、討論を行い、議事録等は全て公開されるべきである。も ちろん一般の傍聴、報道関係者の立ち入りも自由とする」と追加をいたしました。

次の段落で進行・調整役のことを書いております。進行調整の役割を担う人物、いわゆるファシリテータです。当初はこのように表現しておりませんでしたけれども、進行・調整役という位置付けにいたしました。そして、「この進行・調整役は河川管理者、関係住民等から中立の立場にあり、信頼・信望があり、また、決断力、とりまとめ能力に優れた有能な人材が求められる」と記載しております。

4ページにまいります。河川整備計画策定に向けてのフロー案を図示しておりますけれども、中ほど左側に「関係住民」、そして矢印がありまして「提案・代替案の提示」と書いておりますが、「提案」というのをここに挿入させて頂きました。同じように、「n回実施」の下の枠の中にも「提案・代替案評価」ということにさせて頂いております。

5ページの上段、進行・調整役、ファシリテータとしてどのような人物が適当かということですが、第3回の住民参加部会に提出いたしました段階では、単に適任者を選任するとしておりましたが、公平性を保つという点に配慮して「委員会委員を除く適任者」と復活させて頂きました。そして、適任者として考えられる要件として、からを掲げております。その下の4の(2)の最後のところで「整備局に報告する」となっておりますけれども、ここは本日の会議で、報告なのか勧告なのか、議論をして頂きたいところです。

中頃の「5.『めやす』(判断基準)」のところですが、少し文章を整えました。意味は変わっておりません。「聴取意見を計画(意思決定)に反映するための検討に際しては」というまくらを設けました。そして、「以下に掲げる全てのめやす(判断基準)を満足しなければ採用しない、というものではなく、以下のめやす(判断基準)のできるだけ多くを充足することが望ましいが、それらのうち例えひとつでも充足すれば採用することができるよう、『提言』(030117版)の本意に則り、『余裕』を以て臨むことが大切である」と文章を整理させて頂きました。「できるだけ多くを充足することが望ましいが」というくだりは、前回の第3回部会におきまして委員の方からご指摘を頂いた点であります。

7ページにまいります。中ほどの少し上の から のところに、関係住民の範囲を規定している部分があります。この順番の並べかえをいたしまして、利害関係者を最初に持ってまいりました。2番目に利害関係者以外の住民一般、3番目に住民組織、地域組織、4番目に流域社会構成員、5番目に国民、この国民については前回の第3回部会で議論になったところですが、残してあります。

次の段落、「上記 ~ のそれぞれに、様々な『場』で様々な『参加』の態様が考えられるので適切な対応が求められる」とこれまではしておりましたが、その後に流域センターと河川レンジャーの位置付けというものを住民参加の一環として入れさせて頂きました。

8 ページの 10 番。以前は単なる参考資料ということで、番号を打った正式な文書の中に は入れておりませんでしたが、前回の部会の中でこれを本文に入れた方がよいというご指摘 もありましたので、参考意見ではありますが、本文の中に挿入させて頂いたわけであります。 その後、委員の皆さまにご意見を寄せて頂くようにお願いをいたしまして、その寄せられた ご意見をまとめたものが資料2-2です。資料2-2に記載されておりますご意見の中から特 に重要だと思われるものを資料2-1の補足ということで、先ほどご説明した資料2-1に盛 り込んで本日提案をさせております。要点を申し上げますと、3 ページの (3) です。「意見 が対立して一定の結論に達しない場合の取り扱いについて」を記載いたしました。これは、 荻野委員からご提案頂いたものです。資料2-2の4ページに原文が掲載されております。 これを少しアレンジいたしまして、ここに盛り込ませて頂きました。なお、この第 1 段階、 第2段階、第3段階という合意形成のプロセスにつきましては、荻野委員からのご提案はな かったわけですけれども、昨日の環境・利用委員会の終了後、山村委員にどのように合意形 成を図ったらよろしいですかということでご意見を承りまして、そのことをここの第1段階、 第2段階、第3段階、第n段階ということで盛り込ませて頂いております。詳しくはご説明 する時間がありませんのでご覧頂きたいと思いますが、第n段階のところだけ読ませて頂き ますと、「合意の形成、または、河川管理者から第三者機関への調停依頼。調停依頼を受け

た第三者機関(委員会がこれにあたる場合もある。)は、討論の過程等を総合的に審議し、 重ねて意見聴取を行って調整するとともに、専門家の意見も聴いて最終的な判断を下し、河 川管理者に『勧告』する。第三者機関は判断に至った経緯を関係者全員に具体的に説明する 責任を負う。河川管理者は第三者機関の勧告を尊重して河川整備計画を策定する。さらに不 服や不満が発生する場合は河川管理者がその責任において最終の意思決定を行うことにな る。その場合にも、説明責任が伴う」としております。

資料2-1の補足の重要ポイントは今申し上げたところです。説明は以上です。

三田村部会長

大変なご苦労、ありがとうございました。

川上委員にお尋ねしたいのですが、これから資料 2 - 1 に対して意見交換を進めてまいりたいのですが、そのたたき台は資料 2 - 1 がよろしいのでしょうか、資料 2 - 1 の補足がよろしいでしょうか。

川上委員

どちらを基準にするかはむしろ皆さまのご意見を承りたいのですけれども、資料 2 - 1 の補足の重要部分を入れた方がよいか、入れない方がよいかによると思います。よろしくお願いします。

三田村部会長

わかりました。進め方としては、私たちが理解しやすい方の資料 2 - 1 の補足にさせて頂いて、プラスアルファの部分は要らないということであれば削るという方が考えやすいと思います。資料 2 - 1 の方を見ながら書き込んでいる部分を判断するというのは難しいと思いますので、資料 2 - 1 の補足をたたき台にさせて頂いて、先ほどご説明がありましたプラスアルファになった部分は抜いてもよいかというご判断も含めて意見調整をしたいと思います。

では、委員の方、資料2-1の補足をご覧になって頂きたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

部会長、すみません。資料の準備の関係で資料 2 - 1 の補足が委員の方と河川管理者の指定席の方にしか今行き渡っていません。一般傍聴の方にはコピーが間に合わなかったという状況ですので、資料 2 - 1 の補足を使われるのであれば、つけ加わった点もあわせてしゃべって頂くと傍聴の方々もおわかりになるかと思います。

三田村部会長

わかりました。どうも申し訳ありません。それでは、資料 2 - 1 で進めていって、そのところで説明してもよろしいのですけども、どこが加わっているのかが私の方で自信がないということもあるのです。できましたら資料 2 - 1 の補足を使用させて頂いて、照らし合わせ

ながらそこでご説明するというのでよろしいですか。資料 2 - 1 の補足をお持ちでない方は 資料 2 - 1 をご覧になって頂ければほぼ重なっていると思いますから、新しくつけ加わった 部分については、その都度ご説明させて頂くというやり方でよろしいですか。

庶務(三菱総合研究所 新田) わかりました。

三田村部会長

では、申し訳ありませんが、そのようにさせて頂きたいと思います。

川上委員

もう 1 つお願いがあるのですけれども、資料 2 - 2 の委員から寄せられたご意見の中で、 荻野委員、藤井委員、本多委員、松本委員、米山委員の意見が寄せられております。これら の寄せられた意見の中でさらに盛り込むべきものがあるかどうかもあわせて皆さまに審議 をお願いしたいと思います。

三田村部会長

後でお伺いしようかと思っていたところですけれども、資料2-2もご覧になって頂いて、 資料2-1の補足をたたき台にして頂いていますが、その中に盛り込むべきであるとご判断 頂ければ、ご指摘頂きたいと思います。

それでは進めてまいりたいと思いますが、意見交換の進め方としてこの反映方法の案の全体を通してまずご意見を頂いて、それから、はじめに、1、2、3と順番にみていきたいと思います。それで、補足に加わった部分をその都度ご説明していくということにしていきたいと思います。

その前に、作業部会の他のメンバーの方からご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。それでは意見交換にまいりたいと思います。全体を通していかがでしょうか。特に、全体を通して骨子になる部分は絶対に変えないとしたいと思います。

それから、1、2、3、4 とまいりますが、それについても大きな理念は変えないように、 本日で確定したいと思います。まず全体を通していかがでしょうか。

塚本委員

住民参加の全体を通して私の立場というのはずっとあるのですけれども、作業部会も入っておりまして、本当に実現できるのかというのを常に思っております。

1月18日開催の時の参加者からの質問に、これをやってどうしていくのかということがかなりしっかりと書かれております。こういうものに対して、まず委員が本当に現場を含めて答えられるのかというのがなかったら、住民参加のこういうものをつくっていっても本当の実体にならないのです。

1 つ申しますと、例えば、資料 2 - 1 の 2 ページ「3.対話集会もしくは対話討論」、これ以降を本当にやろうと思ったら、まず評議会、或いは検討委員会というのを中心において、それぞれの川の特性、地域、或いは流域の特性で、例えば連絡協議会というようなものをつくっていって、その中でやっていく時に、これは非常によい目安として使えるなというのは思っています。

フローがあって、n回とかありますが、こんなものは必要な回数でよいのです。或いは、流域委員会の委員を省いてファシリテータを選ぶとか、そんなことは、どちらをとってもよい、両方入ってもよいわけです。流域委員会で立てた意見をどのように実現に向けて、川の回復と再生に向けていくかということでしたら、これはよい目安ですけれども、全体が実用化されることは、殆ど無理ではないかと思います。これをたたき台にして、それぞれ連絡会議等が本当にそれぞれの地域に合ったものにしてやっていくだろうと、私は基本的にこの位置付けをそのように考えております。

三田村部会長

河川管理者の方に後でご意見を求めようと思っておりましたが、今、もしご意見があれば、 その件に関して、むちゃを言うなということも含めて、或いは他の委員の方々に、今のご発 言に対してどのようなご感想を持たれたかでも結構です。

河川管理者(近畿地方整備局 河川情報管理官 西村)

私たちは、皆さま方のご意見を十分お伺いして、そのご意見がどういうことかということ に対して、現時点でお答えできる範囲でお答えさせて頂きたいと思います。

三田村部会長

あまりよろしくないですね。といいますのは、承りました私どもは私どもで考えますという筋でこの流域委員会は動いてないのです。従いまして、できない場合には、何故できないのかというところまで踏み込まないと全体の委員会の流れとしては困ることが起こると思いますので、もう少し踏み込んだご意見があればと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川情報管理官 西村)

皆さま方に対して我々は当然説明責任があるわけですから、我々は今、説明資料(第1稿)をお話申し上げているわけですけども、それに対しても皆さま方からいろいろなご意見を伺っております。それに対して我々の考えなりを今まで、今も説明しておりますし、その後もいろいろご質問等にお答えをしているという状況にあります。

これ以降、第1稿の後、第2稿なり、第何稿になるかわかりませんけれども、そういったものを出していくことになろうと思いますが、その後、それぞれ変わったものとかに対して、我々は当然流域委員会なり一般の方々に対してもお話申し上げていくということになろうと思います。それがいつまで続くのかというのは今の状況でははっきりわかりませんが、ある程度常識の範囲の中で収束をさせていきたいと思っております。そこの点につきましては、

我々は、皆さま方を含めて一般の方々等に十分説明をさせて頂きたいとは思っております。 その形式につきましては、今ご議論を頂いているわけですから、そういったものを参考にして、皆さま方のご意見をお伺いして考えていきたいと思っております。

嘉田部会長代理

今のようなことでいきますと、本日出された提言を逆にそのまま受けなければいけなくなりますが、それでよいのでしょうか。具体的にここに書かれている手続、例えば、対話集会というのはどうするのか等もう少し議論頂かないとイメージがわかないのではないかということも含めて、或いは現実と随分違うのではないかと、今、塚本委員がご意見を言ったわけで、そこも踏まえてもう少し突っ込んで、これは無理だよ、n回なんて無理だよと、必要とする回数だけであれば現実にできるとか、そもそもファシリテータなんていない、どうしたらよいのだとか、それをご自分が、或いは自分たちが本当にやるつもりになって検討して欲しいわけです。

最初にも申し上げましたように、時間がないというか、既に河川整備計画を地域に説明しながら意見をもらうというプロセスに入っているわけですから、自分のこととしてお考え頂いたら、たくさん疑問なり質問なりが出てくると思いますけど、いかがでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川情報管理官 西村)

今おっしゃられた中で、我々としても議論や整理しなければならないことが当然出てこようと思います。

例えば、河川整備計画の策定に向けての一般の方々からご意見をお伺いするという部分と、それを実際の河川整備計画なりをつくった後で実施をする場合があります。そういった場合にお話しする場合と、いろいろな場合が出てこようと思いますが、河川整備計画というものをつくろうという場合には、ある一定の限度を考えざるを得ないとは思います。それがただ1回でよいのか、何回かというのは、現時点ではお答えするわけにはいきませんが、ただ、n回が無限大というのは常識的な判断ではなかろうと思っております。

三田村部会長

先ほどの答えで私自身は満足しております。可能な限りやるというお答えであったと思います。私が聞きたかったのは、法的に無理だということであれば、指摘して頂かなければならないということです。それから、これは不可能に近い提言であると思われたらそれも指摘して頂きたいと思います。それだけ申し上げたかったのです。

河川管理者(近畿地方整備局 河川情報管理官 西村)

法的には、住民の意見を反映するということになっておりますので、当然我々としては一般の方々も含めてご意見を伺うという形にはなろうと思います。

寺田委員

今のところを申し上げようと思っていたのです。

前回に少し整理をさせてもらったのですが、現在の法制度の仕組みの中で、改正とか新たな立法を要することなく、現在の法制度と矛盾なくできること、その範囲でベストな手続を提言しようではないかということを私は提案したと思います。今回まとめて頂いたものの範囲では、そういう点では問題なかろうとは思います。

もう1度確認しますと、この前の説明会とか、要するに、計画の策定手続として少なくとも河川法において定められている民主的手続、策定手続に乗っかる限りは、全く問題ないわけです。大事なのは、計画策定権限者は、河川管理者だということなのです。ですから、決定権を管理者以外の方に委ねるとか、与えるとかということになりますと、河川法に頭から矛盾しますから、改正でもしない限りできません。そういうことは今回提言しないと思いますから、基本的には問題なかろうと思います。

民主的な手続というのは、この河川法が述べているように、1 つの例示としては公聴会というのを出していますけども、公聴会に限定しないいろいろな方法で、住民の意見がなるべく計画策定権限者である河川管理者に伝わるように様々な機会や制度仕組みをつくってやりなさいという、簡略に言えばそういうことです。ですから、どういうやり方を提言しても構わないわけです。ただ、公聴会というのが1つの例示になっていますから、少なくとも公聴会と称するものを提言することは一番無難な方法であると思います。中身が大事なのだろうと思います。今回、川上委員の作業部会の方で、この前の対話集会なりを公聴会という名称で位置付けをして、但し内容的には、この前のものを基本的なものとして据えてご提案になっていると思うので、私は問題なかろうと思います。

ただ、第三者機関というものが、もう1つの手続として提案があるわけですけれども、誤解をしてはいけないのは、第三者機関というのは不服審査機関ではないのです。第三者機関に、これは間違っているとか、合っている、これでよいとかということを決定する権限を持たせるとしたら、新しい法律をつくらない限りできないのです。ですから、第三者機関というのを対話集会なりでやったものと違った視点から何かまたやるというのであれば意味があると思います。今日の改定バージョンで、そこがまだ不明確かと思いました。特に、荻野委員の方でお出しになっている案は違うのです。

荻野委員の案は、対話集会のところで、議決というのが出てきます。これが私はわからないのですけれども、対話集会で一定の結論的なものをファシリテータがお出しになるのか、対話集会に出てきた皆さまで何かを決めるのかわかりませんけども、対話集会での結論はこうでしたよという一応の結論を出そうということでしょうか。対話集会での結論を河川管理者がどの程度尊重されるかというのは管理者側の問題ですから、取り入れられれば修正版が出るでしょうし、河川整備計画案の中身が変わるかもしれません。

そうしますと、第三者機関というのは、対話集会や、いわゆる公聴会とは違った視点で取り組むとすれば、一体何をやらせるのかという役割分担が必要だと思います。この資料 2 - 1 の補足は傍聴者の皆さまのお手元にいってないのですけども、結局は、対話集会での意見が対立をして一定の結論に達しないという時に、第三者機関というところへ調停の依頼とい

うのを管理者なりからすることができて、調停のための作業を第三者機関でやりましょうと 位置付けされているのかなという気がします。そういう仕組みをもう 1 つつくるということ になるのだと思います。

対話集会は、基本的にはこの前のワークショップという用語を日本語に変えたということで、実施的には、説明を尽くし、議論を尽くして、そして意見を言いたい方に機会を十分与えるというところを本筋としたと思います。ですから、何か結論を出すことを目指すのではなくて、そこで出た意見なり議論を管理者が十分お聴きになって河川整備計画案を熟成していくという過程の手続かと思います。大勢の意見としてこういう意見があったというようなことがわかった場合に、それを一定の影響力を持たすためには少し弱いかと思います。そこで、川上委員の方で第三者機関的なものを違った視点から、つまり少し影響力を与えようではないかということを目指してつくられたのかなという気がするのです。ですから、名称は「調停」とおっしゃっていると思います。これも1つの意見反映の仕組みとして、決して調停役が決定権を持つわけではなくて、大勢の意見としてはここの分については、こういう意見が多かったということを勧告なり報告なり、用語はいろいろあると思いますが、そういうところにとどめるという範囲で第三者機関を考えるならば、法的には私は問題なかろうと思います。法的な仕組みのところは山村委員がご専門ですから、その辺をまたお聞き頂きたいと思います。

山村委員

今の点が1つと、あともう1つ別の問題でお話ししたいと思います。

対話集会で、今言ったような趣旨を取り入れたというのは、例えば公聴会をやりましても、 賛成派と反対派が対立した場合に、いつまでも決着がつかない場合が多いわけです。今まで 我々がやってきた中でも、この委員会なり部会で案をつくって、その案文が出された時に、 これはおかしいと言うばかりで対立して解決がつかないというようなことがたびたびあり ました。結局、賛成と反対が分かれた場合には、どういう代替案を出すかということを双方 に求めることになります。ですから、提言をされた文章の場合に、例えば整備内容シートに 書いてあるダムの記述に仮に反対であるなら、どういう形に変えたらよいのか、それにかわ る代替案を出して下さいと、それを賛成の方にも求めるとか、それをお互いに修正すること によって、n回構成することによって社会的合意というのが形成されるということだと思い ます。

いつも言うのですけれども、電車の中でたばこを吸うのをやめようと言うと、たばこを吸う人は反対する、たばこの嫌いな人は賛成するということになります。それはいつまで議論をやっても駄目なわけです。いろいろと議論をした上で、ホームの一隅にたばこコーナーをつくって解消するとか、様々な案が出てくることによって、社会的合意というのが集約されていくのです。その社会的合意を形成するための1つのテクニックとしてシステム化をしていくということです。

例えば、洪水の危険性があるけれども、ダムには反対だという場合、ダムに反対ならば洪 水の危険性を解消するための提案を出して下さいということをしていかないと、なかなか集 約がされていかないのです。これは審判するとかという意味ではなくて、社会的合意を形成 する1つの手法であると解釈してもらったらよいのではないかと思います。

それから、今の問題は別に置きまして、もう1つ、総括的な全体の問題としてお伺いしたいのです。

三田村部会長

ちょっとお待ち頂けますか。もう1度その機会をつくりたいと思います。

川上委員に戻す前に、資料 2 - 1 補足の 3 ページの補足の部分が重要になってくると思いますので、一般傍聴の方にコピーをお願いすることはできますか。3 ページだけで結構です。

庶務(三菱総合研究所 新田)

今、コピーをご用意していますので、もうしばらくお待ち下さい。

三田村部会長

そうですか、結構です。ありがとうございます。

今のご意見に対して、川上委員、何かコメントされることはありますか。

川上委員

寺田委員が解釈して頂きましたような気持ちでつくったつもりです。それから、荻野委員 のご意見にある議決ですけれども、議決ということにはなじまないと考えております。従っ て、この中には採用させて頂きませんでした。

三田村部会長

では、塚本委員にまた戻ります。1周してきて、これでその件は一件ということにしたいと思います。難しかろうとご判断された件は、よろしいですか。何とかやれそうだと管理者の方も今のところお考えのようであります。

塚本委員

私も申しましたように、とてもよい目安になることは確かなのです。法律をベースにした時は、本当は物事が起こっていく、例えば今回淀川水系流域委員会ができて、河川管理者の方も今までの不合理さを何とかしていって、面的に何とかしていきたいというのがあるわけです。そうしますと、そこには活動や動きというのが必要です。という時に、確かに法的な保証は必要なのかもしれません。しかし、私がもどかしいのは、非公式であっても具体的にどうなのだといって河川管理者の人たちと大いに議論したらよいのです。それが飛んでしまって、よいものをつくるといってもなかなか実現しないのです。私は、少なくとも河川管理者の人たちとこの矛盾はどうするのか、ここはどうなるのだということで具体的に話をしながら詰めたいところはたくさんあるわけです。積極的にお互いに信頼関係を構築していくものでしょう。その部分が本当に入ってこないと、要するに保証だけということになります。

保証を何とかするのではないかということで、消極的になっていくと思います。そこが心配です。

三田村部会長

信頼と安心というキーワードとパートナーシップというのもありますので、お願いしたい と思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

これなら河川管理者もやれるのではないかということを言われたもので、少し私は心配になりまして、お聞きしたいのです。

第三者機関ということで、委員会がこれにあたる場合もあると書いてあるのですけれども、我々からしますと、この流域委員会自体が第三者機関だと思っているのです。この第三者機関というのは、流域委員会とは別にまたつくるということなのでしょうか。要するに、この流域委員会では第三者機関の役割が果たせないととらえられているのかというのが 1 点です。それから、調停とか勧告をするとありますね。河川法においても、例えば流域委員会なり、或いは住民の方から意見を聴くと、それを反映するということになっているのです。しかし、勧告ということになりますと、法律的に権限といいますか、強みがあるような気がするのですが、それは河川法の今の枠組みを逸脱しているのか、していないのか、その辺がわからないのです。

もう1点は、対話集会というのが出てくるのですけれども、これは洪水だとかダムだとか、テーマ別に何かをやるのだと思います。これは、実際にはどういう方を集めるのか、河川管理者と地域住民、地域組織とか書いてあるのですけれども、100人も200人も集まったところで対話集会という形で対話できないと思います。具体的にどういうイメージの対話集会を考えておられるのか、その辺を3点ばかりお聞きしたいと思います。

三田村部会長

ご質問があった3点の中の、真ん中の法的な部分は、川上委員にも判断が難しい部分があるうかと思いますけれども、お答え頂ければありがたいと思います。3点お願いいたします。

川上委員

先ほどご説明いたしました中で、「報告」が適当か「勧告」が適当かということをご審議願いたいとお願いをいたしました。この委員会にご参加頂いております法律家の方々にお尋ねして頂きたいと思います。

第三者機関ですけれども、淀川水系流域委員会が今後も継続するということをこの会議の中で河川管理者も表明していらっしゃいます。しかし、メンバーはこのままでないかもしれません。そういうこともありますので、固定的には考えたくないと思っております。従って、新たな第三者機関をつくって頂くことも視野に置いているということです。しかし、流域委員会が最適だと判断されるのであれば、流域委員会が第三者機関になってもよいと思ってお

ります。

少しつけ加えますと、ファシリテータが委員会の委員を除く適任者ということにしてあるのは、第三者機関とファシリテータが重なってはいけないという考えから委員を除外しているわけです。

嘉田部会長代理

先ほどから今のようなことを聞きたかったのです。このままいって、本当にできますかということです。今の3点は大変重要です。具体的なイメージが描けなかったら、書いたままで、どこかにほごにされていくということになります。対話集会といいますけれども、本当に対話で、円卓で100人、200人でできるのかと、これはかなり工夫をしないとできないと思います。不可能とは言わないのですが、その辺りのことを具体的に詰めてはどうでしょうか。

川上委員

円卓に着く人をどう選ぶかということにつきましては、荻野委員からご提案頂いている中 にありますので、荻野委員のご意見をお伺いしたいと思います。

本多委員

先ほど 100 人も寄ってどうこうという話がありましたが、これは委員会の提言についても 含めて意見を言わせて頂きたいと思います。

私の方からもこの間、資料 2 - 2 ということで、意見を出させて頂きました。河川においては、非常に市民の意見が多様になっています。先ほどもおっしゃられていたように、ダムに賛成である、反対である、河川利用についても、野球ができるようにして欲しいとか、そうではなしに川に戻して欲しい、川に戻して欲しいという人の間にも、ツバキを植えてどうこうして欲しい、いや、自然のままにしておいて欲しいと様々なご意見があります。私は出した提案の中で、そういう会議の場だけでは解決しないということを 1 つつけ加えたかったのです。

といいますのは、箕面でおもしろい取り組みがあるのです。「山ろく保全」という、市民 と地権者と行政が一緒にやっている取り組みです。

行政と市民は山ろくを残そうと言っているのですが、地権者は有効利用したい、開発したい、自分の土地を何で勝手にどうこう言うのだ、と意見が対立するわけです。その中で、三者で議論を重ねながら、行政と市民が一緒になって地権者の集団の中へ説明に行って、最初は市民が何を言っているのだ、山のことがわかるのか、私達が山を守っているのだというようなことを言われていました。私はボランティアで行っているのに何で文句を言われなければならないのかと思いながらも、行政の人たちと山ろく保全を一緒に議論する中で、地権者の方々も市民も汗を流す気があるのかというような発言がきっかけになって、山の草刈りを行政と市民と地権者と一緒になって取り組んでいき、そんな中で山ろく保全という行政が進めている事業を理解してもらえるようになってきたということがありました。1つのきっか

けを1つの地域でつくっていくことができたという経験があります。

行政の方も、つい本音が出まして、行政だけで地権者のところに行っていたらつるし上げられていた、でも、市民の人たちが行って、一緒に語りかけてくれたから、地権者の人たちも態度を変えてくれたのかなということをおっしゃっておられました。

この対話集会というのは、行政対住民だけではないだろうと思います。賛成住民、反対住 民もお互いの立場を理解して、例えば、ダムのところで自然を守れというのであれば、推進 派の人も一緒に行ってそこの自然を見るとか、洪水で困っている人がいるのであれば、ダム 反対派の人も一緒にそこへ行って状況を見てくるとか、川の利用に戻せというのであれば、 野球をしておられる方のところへ行って、一緒に野球をしてみるとか、また逆に、川の自然 のよさを、野球をしている人たちにも見てもらうというようなことも通じて、お互いがお互 いのことを理解し合いながらも自分の主張ができていくような取り組み方にしないと駄目 だと思います。行政も、片方からはやめろ、片方からはやれという相反する意見を聞いて、 折衷案というわけにはいかないと思います。ですから、双方が理解し合えた上での意見をと れるような取り組み、私は対話集会よりワークショップという言葉の方がよいと思いますが、 それを公聴会と位置付けて頂いて、公聴会も「公聴会」ですから、こういう会議ではなしに、 一緒に現場へ行ったりして取り組むという姿勢が必要なのかなと思います。そういう意味で、 このワークショップというのは、括弧ではなくて併記して頂くか、また資料2-1の5ペー ジのところに、「双方が信頼できる」とありますが「双方」というのは、行政対住民の双方 がという意味だけではなしに、反対派も賛成派も住民の間で合意ができ、しかも行政も合意 ができという意味合いで、「双方」ではない言葉がないかと思います。考えてみますが、何 か名案がないか他の方にもお聞きしたいと思っています。そういう意味で、聞くだけではな い、一緒に動いて欲しいという公聴会、ワークショップと思っています。

荻野委員

私の意見というか感想も、資料 2 - 2 の資料のところに入れて頂いていて、川上委員がおっしゃったようにたくさん意見を取り入れて頂いております。まず、対話集会というのは法的な根拠を持った会であるということを認めておかないといけないと思います。それから、対話集会の内容ですけれども、運営や構成、ファシリテータについて、決まったことをどうするか、或いは決め方をどうするかという、運営の仕組みもきちんとしておかないと、河川管理者の方も対話の結果をどう考えてよいかわからないということになろうかと思います。

1 つの案として、資料 2 - 2 の 3 ページの下の方に、対話集会の詳細みたいな書き方で、河川法との関係、運営、構成、ファシリテータ、それから議決、結果と、殆どは、この補足資料の中に入れて頂いております。ただ、議決というのは、あまりうまい考え方ではないということで、私も、それはそうかなと思います。ただ、n回延々と続けるということでは、会議として成り立たないわけですから、討論の結果、合意に達しない、或いは結論を得られない時はファシリテータが、両論併記みたいな形で河川管理者に持っていくのではなく、ある程度の結論を集約するために、最初の提案にありましたように第三者機関が必要だろうと思います。第三者機関が、その討論集会の結論を引き取って、新たに審査というか何という

のか言葉はわかりませんが、議論を尽くして、最終的には、討論集会に戻すのではなく、河川管理者の方に勧告というか、強制権はもちろん伴いませんが、ある程度は権威を持って結論を河川管理者に説明するということが必要だと思いました。言葉が、勧告というのがよいのか、単なる説明でよいのかはわかりませんが、これを考えて頂きたいと思います。

次に、関係住民が何百人も集まって円卓で議論をするということは、実質上は出来ないわけですから、どういう人がその円卓に着くかということを選出しないといけないわけです。そのメンバーをどのようにして選ぶかということは、こういう委員会を立ち上げる前に選定方法みたいなものを考えておかないと、収拾がつかなくなります。その時に、メンバーを誰が考えるのだということですが、第三者の、中立の立場でやっていかなければいけないわけですから、河川管理者にお任せするとか住民代表の人にお任せするとか、或いはその合意でやるとかいう形はあまり適切ではないと思います。私は、この流域委員会でメンバー選定の委員会をつくって選出するべきだと思います。流域委員会がそこまでやるのかということもあるのですが、今そういうものがない場合はしようがなく、そういうメンバー選定も流域委員会でやっていかないと成り立たないのではないかという気がいたします。

詳細という意味においては、書き過ぎのこともありますが、やるからには法的な根拠に基づく公的なものでないといけないということと、スピーディーでないといけないということ、それから内容が、ダムとか水利権調整とか河川敷の利用問題とか、非常に難しいことをやるわけですから、やはりぐいぐいと引っ張っていくような形の委員会でない限り、決まらないだろうと思います。ですから、そういうことも考えて、かなり強いものを、或いはかなりきちんとしたものを予定して、お互いに納得して委員会を進めるということをやらないといけないのではないかと思います。その時に、河川管理者のおっしゃったように、そんなふうに引き回しされたのでは河川整備はできないというようなことがある。こういう詳細を決める段階で河川管理者の方から、それはできないということを言ってもらわないと、議論が暴走してしまう可能性がなきにしもあらずだと思います。西村管理官が考えられている公聴会は、河川管理者が住民を集めて説明をして、うまくいかなかったら再度やるということであろうかと思いますが、ここでいう公聴会はそうではなくて、第三者の中立の立場にある人が主催して、それで河川管理者に説明してもらって、住民の意見を聴きもって結論を出すという形ですから、組織のつくり方から、全く違うものだと理解をしてもらった方がよいと思います。

山村委員

1 つの基本的な争点に、資料 2 - 1 というのは、総論だけなのか、各論も含めているのかという問題があります。総論だということになりますと、先ほどの公聴会を地区別に開いていくことになるのか、それとも全てについてこういう公聴会形式で行うのか、或いは、プロジェクト別にやるのか、その辺がはっきりしていないのです。それと、先ほど言われたように、各部会の方から、それぞれの部会に相応した住民参加についての意見が出ているということです。これは、一種の各論だと私は考えるのです。ですから資料 2 - 1 は総論で、具体的なことについては住民参加について異論が出ているのは各論の部会なのかと思います。ここでの提言は、各部会で出ている住民参加にこの手法が適合するのかどうか、わからないわ

けです。各論は各論の、住民参加の別の方法があるかも知れないわけです。

その辺がはっきりしないのですが、とにかくこの河川整備計画の策定過程における問題を今は提起しているのです。河川整備計画の、今までのやり方は説明会という形をとっていました。説明会というのは河川管理者が説明して、住民が意見を言うということなのですけれども、私の経験では、環境アセスメントの時は、説明会と別に公聴会というのがあるわけなのです。公聴会の場合は、別の人が主催してやるという形です。これを河川法上の正式の公聴会とするかどうかは別としましても、それをやらないと、説明会といっても公聴会と勘違いしてくる人もたくさんいらっしゃるわけであって、そこで議論しても、なかなかうまく議論が整理されないので、こういうのをやりましょうということになったのです。

ここで提言しているのは、あくまでも総論的な問題だと思います。各論的なものも要るかも知れません。例えば、昨日議論したのですけれども、整備内容シート(第1稿)の中を見ますと、各種協議会、委員会、研究会というのが、ちょっと数えてみただけでも8つくらいあるのです。住民が入っているのもありますし、入ってないのもあります。そうしますと、検討会とか協議会が開かれる時の住民参加というのは、各論なのか、また総論でいくのか、それもはっきりしないのです。それはまた後で、第2稿が出てきた時に提言していくことになるのか、今回のこの提言で全て住民参加を賄うのか、はっきりしないわけです。この提言を出して、各部会の住民参加はこれを参考にして取り入れるという意味なのでしょうか。端的に言いますと、ここに書いてある対話討論集会以外の、別のタイプの住民参加の手法も3つくらい書いておく、ということもあり得ます。全てこれでやれと言われても、ごくささいな部分もあるわけです。

今は、要するに、河川整備計画の説明をしていって、意見をとれる時にこれでやりましょうということになっているわけですけれども、それで終わるというのでは足りないような気がしたので、今のようなことを言っているのです。

三田村部会長

この別冊部分は、あくまで策定に向けての具体的な方法の提言です。理念的には、住民参加部会の理念といいますか、それは他の個別的なところも、拘束することになろうかと思いますけれども、よりよい方法があれば、それをやって頂いた方がよいと思います。

村上委員

先ほどから幾つか、特に荻野委員の話の中であった第三者機関のこと、宮本所長の方から あった、どういう形で実施をしていったらよいのかということで、私は荻野委員とはまた違 う意見があるので、述べておきたいと思います。

1つは、河川整備計画をつくっていくプロセスです。もともと、流域委員会は河川整備計画そのものと住民参加の仕方について河川管理者に意見を言うという立場ですから、基本的にはその立場のままだと考えます。そうなると、先ほどの第三者機関と、ここで書いてある第三者機関に関して、これが委員会だとすれば、勧告ではなくて意見だと私は考えています。今までの議論を聞きながら、住民参加というのは何かしんどい感じになってきたと思って

いたのですけれども、あまりしんどく感じる必要はないのではないかと私は考えています。 住民参加部会としてのスタンスを確認しておきたいのですが、川上委員が最終まとめて下さった資料に、私は姿勢として少しぶれがあるのではないかと思っているのです。というのは、川上委員が書いて下さった案は、行政が説明をして、それに対して住民から意見をもらってという、そのキャッチボールというところで具体的には書いてあるわけです。しかし、住民が主体になってやるということを目指すと書いてあるのですけれども、そこにギャップがあると思います。川上委員が準備して下さった資料の7ページを見て頂くとわかりやすいと思いますけれども、右下に「住民参加の性格による分類」とあって、A、B、C、Dと書いてあります。ここで、部会として求めるのはどの辺までなのかということを確認しておきたいと思います。

川上委員が書いて下さった案では、具体的な中身ですと B の討論型の公聴会をするというところまでなのだと私は読んだのですけれども、本多委員や山村委員がおっしゃっている、もう一段下の協働型の辺りについてはどうなるのでしょうか。協定・協約というのは無理としても、住民からの代替案提示まではやろうよということを山村委員もおっしゃっていますし、本多委員もおっしゃっているのです。どの辺までを河川管理者に対して求めるのか、ここだけはしっかり合意形成をしておかないとまずいのではないかということを思っているので、それを言っておきたいということが 1 点です。

三田村部会長

今の部分で、明確な線というのは、川上委員、ありますか。私は、そのようには感じてなかったのですけれども、少なくともというような感じで河川管理者側に要求してらっしゃったのだろうと思いますが、どうでしょうか。

川上委員

A、B部分が最低限、できればCランクまでという気持ちです。

嘉田部会長代理

今の整理に続きです。

全体の構造も含めてなのですけれども、その辺りを明示的に書いておく方が、つまり、「住民参加には、この行政の補助型、参画型、協働型、市民主導型とあるが、ここではこの A と B までを最低限とし、望ましくは C、将来的には D を望む」ということを頭のところに置いておいた方がよいと思います。資料の中で、例えば 9 ページに内山節さんの文章を引いておりますが、内山さんが最終的に言っているのは、住民参加ではなくて住民自治なのです。つまり、河川法そのものまで変えなければいけないというくらい、法的に明治 29 年の河川法まで戻るというのが、この内山さんの主張です。昭和 39 年から明治 29 年まで戻るという、いわば近代化そのものを問い直すというのが、内山さんの主張なのです。これは、D に入ります。

その辺りを整理しますと、頭のところに、今回この資料は、先ほど三田村部会長もおっし

ゃいましたように、あくまでも河川整備計画を策定する上での意見書であるが、行く行くはこの C や D のところまでを求むとして、その D を求む時の補助意見が、「もの言わぬ大衆」「合意形成について」等という 10 の記述となります。先回も申し上げたのですけれども、構造的に、10 以下のところは切り離して添付しておく方が、この資料としての全体の統一性なり理解がなされるのではないのかと思います。

そういう流れでいきまして、8のところに用語の説明が来るのも途中に入ってしまうので、今、9としている「説明資料、内容シートおよび整備計画作成のあり方」というかなり技術的な部分を7の後ろに続けて、8以下はいわば切り離した形で、用語の説明と長期的に望むことなりということで整理をしてはどうかと思います。

これは、先週申し上げるべきだったのですが、今の段階での、全体の整理案です。村上委員なり、或いは宮本所長も、この辺りをどこまで応じたらよいのか河川管理者としてわからないと思われると思うので、最低限ここまではやって欲しい、このあとは長期的にというような整理をしたらどうかと思います。提案です。

三田村部会長

河川管理者に後で意見をと言いましたのは、その辺の整理をしなければならないと思ったからです。私も、どのような扱い方がよいのかと思う部分もありますので、個別に1からまいりたいと思います。その都度判断していきたいと思います。よろしいですか。できるだけ簡単に進めてまいりたいと思います。

では、1ページの「はじめに」のところで、何かご意見はありませんでしょうか。先ほど 嘉田委員の申されました、コメントをつけ加えるというのはよろしいかと思いますけれども、 他にありませんでしょうか。

本多委員

今、嘉田委員の方からまとめて頂きまして、7ページの「住民参加の性格の分類」ということについて、A、Bを当然、Cを望ましいとし、Dを将来的にとお話があったと思います。私が思いますのは、どこまでをということではなしに、これはメニュー例ですので、全て、これがあった上で、個々の事業についてはどの手法を用いてやるのが一番よいかを、行政の判断でやって頂けるようにするのがよいのではないかと思います。これは必ずやりなさい、ここはできればやったらよいですし、できなかったらやらなくてよいですということではなしに、例えば A から D まである中で、どの手法を用いるかは行政の判断としてやって頂くという方がよいのではないかと思います。ですから、当然であるとか望ましいとか将来的にということではなしに、これを全部ひっくるめて、行政の中で適確なものをやって下さいというのは、どうでしょうか。

嘉田部会長代理

先ほどの寺田委員からのお話とも関わるのですが、河川法というのはそんなに簡単ではなくて、逆に河川管理者という言葉自身が法的に意味を持っているわけです。ですから、D の

ところは、今のところは原則としてできないのです。それならば法律を変えなければいけないのです。河川管理者、つまりこの流域委員会の構造自身が関わってくると、私は理解をしているのです。ですから、その辺りは厳密に定義をしておく方がよいという意見なのです。 どうでしょうか。

本多委員

Dについてはわかりました。それであるなら、望ましいというところくらいまでを含めて判断して頂いたらどうでしょうか。A、B だけというのではなしに C までをメニューとして、行政が、その事業に応じて、どのやり方が一番よいのか判断して取り組んで頂くとして、D は河川法上の問題があるから、これは将来の課題ということではどうでしょうか。

三田村部会長

その辺、お任せ頂けますか。川上委員と私と嘉田委員の間で調整したいと思います。

山村委員

この D のところというのは、現在、淀川河口域の十三の辺りでは、自主的な形で、住民運動でやっておられるところもありまして、河川法上、河川管理者の意見に反しない限りは、自主的手法を入れるのは問題ないわけです。ですから D を外すということ自体は、私はおかしいと思います。

三田村部会長

おっしゃる通りです。「はじめに」のところはよろしいですか。前置きというのは大事です。

細部のことですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本) そうです。

この提言の宿題というのは、今回の河川整備計画策定にあたっての住民意見の聴き方ですよね。そうなりますと、今おっしゃいました、市民主導型の、住民にも自治権を与えるようなことを一部やっているというのは、あり得るのですけれども、策定にあたって、いわゆる河川管理者の権限ではないような、住民に何か権限を与えるということは、今の河川法を変えないことにはできないと思います。

ですから、これからの河川整備計画の中身において、例えば住民の自主管理を促進するようなことはすればよいと思いますけれども、計画策定にあたって、Dまで入れるというのは、今の河川法の中では無理ではないかと思います。

嘉田部会長代理

私も、その理解で先ほどから申し上げているのです。例えば淀川でも、あくまでも国の管

理のもとに自主管理ということを言われているわけです。完全にその部分を市民が治外法権 的にやっているわけではなくて、河川法の枠組みの中でやっているのです。

文面的には市民主導型という、その文脈が違うのですけれども、あくまでも今宮本所長がおっしゃったことを私は気にしながら、いわば河川整備計画そのものを市民自身がつくるということになりますと、そもそもこの会議も無意味になってくるというようなことで、それは厳密にした方がよいと思います。但し、そもそも一級河川と指定しているのが国なのですから、そういう一級河川制度であるとか河川管理者という仕組みそのものは、長期的には考えなければいけないだろうということがプラスアルファで述べられるだろうというような意味合いなのですけど、山村委員はどうでしょうか。

山村委員

問題は、策定過程の手続と、河川整備計画の内容です。これは、厳密に切り離してしまえば、宮本所長の言う通りですけれども、例えば河川整備計画の中に、住民から意見が出て、ある一部分については、自主的な管理を認めて欲しいというようなことが出てくることがあると思います。そういう場合には、現在、他の行政でも住民との協定を結んでやっているところもありまして、そういうことは入れられないことはないと思います。

今の宮本所長のお話では、それは河川整備計画の内容の問題であって手続ではないとおっしゃるかも知れませんけれども、そういうものを入れてくれという住民からの要望があった時に、このCでいくか、Dまで伸ばすかによって違ってくるのではないかということで、もうDは将来の課題ですと言ってしまうこと自体は、問題ではないかと思います。

三田村部会長

先ほど、私ども3人に表現をお任せ頂けますかと言いましたのは、消してしまうことは必要ないだろうと思います。しかし、最低限こういうレベルまではやって頂きたいという、そういうまとめ方をしたいと思っているのですが、そのようなことでよろしいですか。

川上委員

ここに参考事項と書いておりますように、あえて言いますと、10 番に挙げた資料も参考 資料なのですけれども、これは我々作業部会が、この提言を作成するにあたって参考にした 資料なのです。ですから、この内容云々について、この部会で議論をして頂く必要はないと、 私は考えております。

但し、委員の皆さまや河川管理者の人たちと、こういう事柄を共有した上でこの検討を進めたいということで、参考資料として、我々はこういう姿勢で取り組みました、或いはこういう知識をもって取り組んだということをあらわしているだけなのです。

三田村部会長

個別に移った時にページを変えるとか、或いは表現を変えるとか、そのようにと思っていたところなのです。

川上委員

従って、参考事項のところは削除しても構わないのです。もしくは、別冊の別冊にして添付しても構わないと思います。

嘉田部会長代理

そういう意味では、今回のこの冊子は、河川整備計画を策定するために住民意見の聴取を どうするかという個別の案件に対する、住民参加部会としてのいわば意見書です。それにプ ラスアルファするところの議論は、私は今の山村委員の議論が大事だと思います。

私自身は、一級河川なり河川管理者という名前自身を外して欲しいと一貫して申し上げておりまして、大変ラジカルです。但し、この意見書については、そもそも論理的にそこまではできないということがあります。これをつくれと言われているのは河川管理者なのですから、論理的にできないということを申し上げているわけです。その辺りは、きちんと整理しないと、社会的に出した時に混乱をしてしまうのではないのかという懸念を持っているわけです。

三田村部会長

まとめるのが難しくなってきたのですけれども、参考のところは消してしまうか、別のと ころに置いておくかは別個にいたしまして、少し扱い方を変えた方がよろしいかと思います。

寺田委員

委員の皆さまの認識が少し食い違っていますが、川上委員なり嘉田委員が今言われた通りであって、これは参考に見てもらうというだけでついている話なのです。ですから、これを議論するというのは筋違いであって、ABCDを持ってきて、いや、Dまで言うとか、そういうことを今議論するのではないのです。あくまでもこれは、今回積み残しになっている住民参加の提言部分で、計画策定の手続としてどのような住民参加の手続が必要かという部分についてのものです。今後は、もちろん河川整備計画案といいますか、第2稿なり第3稿なり、原案が個別の事業の中でたくさん出てくるわけです。その個別の事業をどのようにやっていくか、またどういう手続でやっていくかというところで、全部意見を言っていかなければいけないわけです。その時には、先ほどのようなフィールドワーク的なことをやるとか、ワークショップ的なことをやるとか、フルコース的なものをやるのではなくて、こういう場合この事業はこの部分で足りるのではないかとか、いろいろな議論をやっていかなくてはいけないのです。これはそういうことを目指した意見書ではないので、8項以下は省いた方が私はよいと思います。資料の中身ではなくて、住民参加一般について知りたければこういう資料がありますよという紹介程度でよいのではないかと思いますので、そういう方向で整理を願いたいと思います。

塚本委員

内山さんの文章も、行政に向けているだけではなくて、恐らく住民に向けている部分があるのです。主導型ということをやろうと思ったら、住民そのものがかなりの自覚をしていかないといけないのです。いろいろなことで、まちづくりや生活そのものを住民たちでやっていかないといけないという意味があるのです。ただ、こういう文書は、場合によってはNPO、NGOでできるのですけども、実は行政主導に巻き込まれることが多いのです。ですから、ある意味では、住民主導的な要因を今後も、将来に向けてもやはりちゃんと残していくということで、Dで分けるのではなくて、この理念として、ここは常に両方が共有するものということであらわせませんか。

三田村部会長

それの扱い方は、個別にいった後でご判断頂き、その後は私ども3人で判断させて頂くということにしたいと思います。申し訳ありません。

予定されている時間を過ぎているのですが、これは本日決着したいので、少し時間をかけてもよろしかろうと思っております。

大きな1番目、2番目はまとめてよろしかろうと思います。ご意見ありますか。よろしいですか。最後まで行って戻るということも可能ですので、次の3番目に行きたいと思います。 いかがですか。3ページ、4ページ、5ページまで続きます。一般の方々の3ページの部分は差しかえてご覧になって頂ければと思います。3ページのところに(3)が入りましたので、5ページの一番上の(3)が(4)になります。ご訂正頂いてご覧になって頂きたいと思います。

塚本委員

4 ページにフローがありますね。この下に、「上記のやり方、或いは流域委員会の理念に基づいたこの内容を含むもの」というものをつけて頂きたいと思います。

三田村部会長

ご覧になっている資料は少し違います。これはお持ちではないですか。

塚本委員

でも、一応これはありますね。

三田村部会長

それは少し違うのです。

塚本委員

わかります。しかし、それをもうひっくるめてです。

先ほど申したように、上記の内容のもの、または淀川水系流域委員会の理念をもとにする

この実質的な内容を含めたものと、他のやり方、他の方法もということを含めて頂きたいと 思います。というのは、いろいろなやり方ではこの内容がぐっと縮まる等するわけです。形 で決めてしまいますと、それこそ何回もやり直したりしないと駄目なので、もう少し簡略も 含めて、実質的にやりやすい、但しこの内容自身がベースになっていますよというような表 現を入れて頂ければ、より実現に向けてやっていきやすいのではないかというのを一応提言 させて頂きます。

川上委員

恐れ入りますが、具体の文章で代替案をお示し頂きたいと思います。

三田村部会長

私の見た限り、この4ページのフローの説明文が本文にないのですが、こういうのがありますというのが、どこか文章に要るのかも知れないと思います。

塚本委員、今の川上委員のコメントに対していかがいたしましょうか。

塚本委員

1行か2行で川上委員の方に出させてもらいます。

村上委員

(3)の2)「対話集会もしくは対話討論会の考え方」の第3段落、この円卓方式の「対話集会」もしくは云々、関係住民と行政の意見交換の場でありと書いてありますが、ここは、「関係住民と行政、或いは関係住民同士」と言葉を入れた方がよいのではないかと思います。 先ほど私がああいうことを申し上げた関係なのですけれども、それがまず1点です。

本多委員

資料 2 - 1 の補足の 5 ページになりますが、これは旧の番号になるのだと思いますが、「開催方法と留意事項について」、この の「双方」ということですが、先ほど私が言いましたように、双方というのは行政と住民だけではないだろうと思いますので、「お互いが信頼し信任できる」等、「双方」と違う言葉にかえて頂けたらと思います。この表現がよいかどうかはわかりませんが、取り敢えずは「お互いが」でどうでしょうか。

塚本委員

私も賛成です。

嘉田部会長代理

この第三者機関とファシリテータとをかなり具体的に整理しないと、河川管理者は本当の やるのだろうかと疑問を持たれると思います。

私の1つの提案は、ファシリテータというのはあくまでも進行促進役で、それでこの間こ

の条件をお出ししたのですけれども、それに対して、第三者機関というのはある意味で調整 役です。つまり、対話集会で対立した意見、具体的にはダム問題なり利用の問題なりが切実 になってくる、その際の第三者機関は調整役ということです。

そうなると、第三者機関が、委員会でよいのか、或いは全く別に考えるのかによって手続が変わってくると思いますけれども、その辺りはどうでしょうか。川上委員ご自身は、このファシリテータと第三者機関と、それと意見の対立をいわばうみを出して、構造を整理するファシリテーション(促進)のプロセスと最終的に調整をしながら河川管理者に報告するのか、勧告するのか、説明するのかを、この夏から秋くらいにかけて、具体的にもうやらなければいけないわけです。そこは整理できるでしょうか。

川上委員

嘉田委員のご認識で結構だと思います。ファシリテータは進行促進役であり、第三者機関は中立的な立場での調整、調停役であるという認識、或いは役割分担でご理解頂いて結構かと思います。

嘉田部会長代理

第三者機関は委員会とは別ですか。委員会がそれをできますか。

川上委員

それはだれが決めるのでしょうか。委員会が決めるのか、河川管理者が決めるのかわかりません。

寺田委員

今の点は、先ほど宮本所長から質問が出たことです。

基本的には今の河川法の枠組みで比較的抵抗なく実施ができるもので、しかも今までないものをつくるのが一番だと私は思います。そういう点では、この流域委員会の権限事項として、対話集会、いわゆる公聴会で一定見解が対立をして結論が出にくいということについての検討、そして最終的には一定の意見を出すという作業を行わせるということは、今の河川法の枠組みの中でできると思います。その場合にはこの規約を変えないといけませんけれども、河川法という仕組みの中ではできると思います。

そういう役割を担わすために委員会と違う新たな機関をつくるとなれば、どれを法的根拠にするかということがあります。そうすると、河川法 16 条の 2 の公聴会等、住民意見の反映のために必要な処置ということで、処置の中身として、新たな委員会か何かをつくって、財政的な裏づけもとって、発足させなくてはならないということになりますと、すぐにはできない可能性があります。

ですから、一番無難なのは、この委員会は、学識経験者の意見を聴くことができるという ことに根拠を置いていますから、現に存在します。その権限の枠を少し膨らませて、河川管 理者の方からの諮問を受けて意見を述べるということを権限事項にして、委員会がこういう 役割を担うということで皆さまがよければ、法的な仕組みとしてはできるのではないかと思います。

嘉田部会長代理

今、皆さまがよければというご意見がありましたけど、他の皆さまはいかがですか。

荻野委員

寺田委員のおっしゃるのに私は賛成です。これまでの経緯を見ても、この委員会が提言を示して1つの方向性を持ってきて、しかもそれを河川管理者と、或いは公開の場で議論をしてきたのでありますので、新たに第三者機関を立ち上げるということの手間暇を考えると、適切ではないという気がいたします。

(4)のフローでわかりにくいところは、ずっと上で「河川整備計画策定にむけての説明 資料(第1稿)」となっていますが、公聴会と位置付ける以上、河川法上でいきますと、河 川整備計画の原案ということになっているのです。ですから、河川整備計画の原案に対して この対話集会は議論をする場だときっちりと言っておかないと、言葉がたくさん出てきて、 河川法上のどこに位置付けるのか、わかりにくいという感じを受けます。

蛇足ですけれども、河川管理者は3つ言葉を使っておられるのです。「原案」という言葉を使って住民説明会を開いていらっしゃいます。この流域委員会では「説明資料(第1稿)」として、「原案」という言葉を使っていらっしゃらないのです。さらに具体的に少し突っ込んだ河川整備計画の内容シート(第1稿)という形でも出していらっしゃるのです。私がこの部会の出だしのところでわからなかったのはそこなのです。河川管理者の説明資料(第1稿)の方も原案として位置付けていらっしゃるようですので、ここのところを、言葉としては「原案」という形を使って頂きたいと思いますが、違うのでしょうか。

三田村部会長

私の理解では、河川整備計画原案でしょうけれども、それではできないので説明資料(第1稿)からということだろうと思います。具体的には、第1稿と書いてしまうと第1稿でないといけないのかといいますと、そんなことはないと思います。改訂で第2稿に相当するものを出して下さると思いますけども、まあ、第1稿でしょう。第1稿から始めて頂いたらよいだろうと思いますけれども、表現としてはやはり「原案」なのかも知れないと思いますが、それでは無理かもしれません。

川上委員

今、我々はどこにいるのかといいますと、このフローの上から4行目の淀川水系流域委員会からの意見聴取をやっているわけなのです。一方、住民・自治体からの意見聴取もやっているっしゃるということで、今このレベルにいるわけです。それで、これからこの点線で囲まれた部分をやって下さいという提言をつくろうとしているわけなのです。

三田村部会長

よくわかるのですが、残しておく表現としては「原案」なのかなと感じただけです。

川上委員

下から3行目のところに「河川整備計画原案策定」ということで、ここで原案の策定というところを設けているのですが、この認識は間違っていますか。

三田村部会長

いや、策定ですからよいのだろうと思います。原案が出て、それが策定されるのだろうと 思います。

荻野委員

河川法の説明には、私が書かせて頂いた資料 2 - 2 の 2 ページ目に四角く枠を区切っていますが、これは河川法の説明をそのまま写したのです。我々の今いるところは、この辺がよくわからないのですが、「河川整備基本方針」の検討、これは河川審議会と書いてあるのですが、ここにいるのだろうと思います。それが大体煮詰まった形が提言という形で出されたということで、次のの段階に入って河川整備計画原案というものが示されて、その原案に基づいて、我々はここで学識経験者という格好になっていまして、もう一度淀川水系流域委員会と公聴会があって、そこが終わると計画の案の作成ということになります。そこから地方自治体の首長のヒアリングがあって、の計画の決定という段階に到達します。従って、この公聴会の位置付けは、の原案が出された段階で説明を聞くのに、今までの説明の聞き方、トップダウンのやり方は駄目で、円卓でやろうではないかということが私の理解だったのです。

ですから、河川法の説明の資料と4ページのフローの説明とは、レベルが違っている、段階が1つずれているという気がするのです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

今荻野委員がおっしゃいました「河川整備計画」の原案というのが本来であればすきっと出ていまして、それに対してご意見を我々が聴くというのが、本来、今の状況だと思います。ところが、その原案というのがまだ不足なところ等ありますので、原案の第1稿という意味で今出しているわけです。その第1稿、或いはもう少しすると第2稿になり、だんだん補充されていくと思いますけども、それが出ていくのと並行しながら、学識経験者なり、或いは住民の意見を聴いていっているというのが今の状況なのです。ですから、原案というのは少し幅があると理解して頂くとありがたいです。

荻野委員

しかし、こののところにいることは間違いないですね。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本) そうです。

荻野委員

の段階にあることは間違いなくて、その段階が、まだ 1 稿、2 稿、3 稿、4 稿とあるという感じなのですね。わかりました。そういうことでしたらこちらを直してもらわないといけません。

三田村部会長

川上委員にお伺いしたいのですが、庶務からの質問でもあるのですけれども、私は見逃しておりました。

フローの点々の中ですが、対話集会、ワークショップ等に委員会は関わるのですね。委員会、関係住民等、関係省庁とあります。私たちはそういう義務を負っている、或いはそういうことがありますという読み方なのでしょうか。

川上委員

求められれば出席するというスタンスで私は考えていたのです。

三田村部会長

ということは、関係住民等云々というのは、管理者側が判断して3つのうち1つ、或いは 全然必要ないということもあり得ると考えてよろしいのですか。それとも必ず委員会は関わ るべきであって、関係住民も関わるべきであってという意味なのでしょうか。

川上委員

いえ、必ず関わらなければいけないのは関係住民と関係省庁であって、委員会は必ずしも 関わらなければならないということはないと思います。

三田村部会長

そうすると、この表示は少し表現を変えなければならないかも知れません。

川上委員

委員会に行っているこの線を点線にしなくてはいけませんね。

三田村部会長

はい。

寺田委員

私は委員会を省いた方がよいと思います。特に先ほどの話で、第三者機関の権限事項を委

員会に付託するということであれば、ここは離れて議論をして頂いたほうがよいと思います。 でないと、ここで何か委員が発言して、また次の時にというのは問題があるのではないかと 思います。ここは全く別個の手続として考えられた方がよいと思いますから、このフローか ら、委員会は削除した方がよいのではないかというのが私の意見です。

三田村部会長

では、そのようにさせて頂きましょう。

嘉田部会長代理

補足です。フローのところに、文章の中にあるファシリテータなり第三者機関というのを、 文章と整合する形で入れて、第三者機関を当面の間委員会とするということでどうでしょう か。具体的には組織も財政措置もないわけですから、あくまでも第三者機関は当面の間委員 会として、逆に、対話集会の進行は、そういう意味では、委員会の委員を除くとするところ でファシリテーションをして、意見がいわば賛否両論それぞれたくさん出るような形という のが具体的ではないでしょうか。

三田村部会長

はい。

荻野委員

私は少し考え方が違うのです。今対象となっているのは、河川整備計画原案と、その裏づけにある新河川法の精神、それから委員会が提案した提言なのですよね。それに対して関係住民と関係自治体が集まって議論をするわけです。その説明は河川管理者がするわけです。その精神なり理念なりを説明補助といいますか、説明に便宜を与えるというか、理解が進むような形で委員会のメンバーが出席をしないと、私たちは知らないという格好で完全に独立した形で、この討論会が行われるとすると、議論が二転三転、変な方向に行くのではないかと思います。

ただ、結論を出す時に河川管理者と委員会のメンバーは入ってはいけないということで、ファシリテータの方が関係住民とその関係者と議論をされて、変な言い方ですけれど、ある段階まではやはり委員会のメンバーが提言の理念なり考え方を説明して、理解を深めるということは必要ではないかと私は思っているのです。

三田村部会長

実質上はその方がよろしいかもしれませんが、手続上私どもはそこまで踏み込むことはできないと私個人は感じています。管理者が、これは委員のよく知っている方、或いは数人の方に来てもらった方がよかろうと判断されたら、求められたらいかがでしょうか。よろしいですか。

急ぐようで申し訳ありませんが、後でまた戻ることもあるということで、5ページの4、5

に移ります。

4 と 5 を一緒にしたいと思います。先ほどの勧告なのかどうかということも含めてご議論頂ければと思います。よろしくお願いいたします。6 ページの上までです。

勧告のところだけでも決着しないといけないと思っています。

山村委員

質問ですが、先ほどここの(4)のところについては、第三者機関というのは適当でないから、委員会にという荻野委員のご意見があったのですけれども、それで一致したのでしょうか。

三田村部会長

川上委員、何かご意見はありますか。

山村委員

私もこれは第三者機関でなしに、委員会でよいと思っているのです。

川上委員

部会長の権限で採決をとって決めて下さい。

三田村部会長

他の委員の方、いかがですか。ご意見はありますか。

「第三者機関(例:委員会)」という表現ではまずいですか。委員会とした方がよろしいですか。

塚本委員

固定しなくても、結局は本当に実現するごとに、例えば今の河川管理者がどう選んでいくかということを含めれば、例えば三田村委員の委員会というご意見でよいと思います。

第三者機関をつくったとしても委員が入っても構わないと思います。要するに、本当にそ ういう役目を果たせるような実態ができればよいということであれば、それでよいと思いま す。

三田村部会長

現実にはなかなか難しいかもしれませんが、表現としてはこれで私はよかろうと思っているのですが、委員会にした方がよろしいですか。動かしやすいですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

もしもこの流域委員会と別の第三者機関をつくった場合、第三者機関が我々に対して意見 を言いますよね。それと、流域委員会が我々におっしゃる意見と対立した場合は、我々はど のように判断をさせてもらったらよいのですか。

山村委員

もう数年にわたって我々がいろいろと検討してきて、相当な蓄積があるわけなのですけれども、それを、今まで出席してなかった第三者の人が、そう簡単に判断できる知見があるのかどうかというのは非常に疑問です。それならば委員会にしておけばよいのではないかということです。

三田村部会長

わかりました。

川上委員としてはもう勘弁してくれというような意味がここには入っているのかなと思いました。この住民参加部会の委員の方々にも関わって頂かなければならないと思いますが、 ご覚悟の上、委員会にさせて頂きますが、それでよろしいですか。

嘉田部会長代理

ファシリテータなり対話集会と委員会の構造を見ますと、第三者機関にはファシリテータの人が入ることが望ましいというようなことも入れておりますし、矛盾がそこで出てくるわけです。

委員会としてしまうと、ファシリテータの人はまた委員として新たに手続を経なければいけないということにもなりますので、私は第三者機関という言葉を残しておいてよいと思います。淀川水系流域委員会は1つの意見を出しているのです。中立ではないのです。そういう意味では、もう1つプラスアルファの第三者機関が必要だと思われます。

事実、ダムの問題でも、委員に対してすごい反発が出ていると思います。とはいえ、今、この河川整備計画をこの秋なり冬までということになりますと、一から財政なりバックを持って第三者機関を設置できないということもあると思います。

ですから、少し不明瞭な部分があるのですけれども、そこを納得した上で、第三者機関(例:委員会)くらいのところでどうでしょうか。

ファシリテータの人が入って頂く時には、プラスアルファで入って頂くとか、構造的には そうしたらどうでしょうかという提案です。

三田村部会長

もう一度、河川管理者に伺います。時間的なこともありますので、委員会の方が 90 数% 以上よいのだということでしたらそのようにさせて頂いて、第三者としておいて、その殆ど が委員会の委員であるということでできるのであればそのようにさせて頂きたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

私どもは今の流域委員会が我々に対して最初に意見を出される場合に、例えば対立意見が

あった場合、対話集会のいわゆる調停といいますか、意見の対立も踏まえて、意見を出して もらえるというのがありがたいと思っています。

先ほど言いましたように、また別の第三者機関から別の意見が出てきますと、どのように 我々は調整したらよいのかわからなくなりますから、私は 100%、この第三者機関は流域委 員会の方がよいと思っています。私だけの意見で決めるわけではありませんので、今のは私 の個人的な意見です。

三田村部会長

そういうことではなくて、要するに、時間的に殆ど不可能なのかどうかです。理念的には2つというのは意味が違うと思います。個人的なご意見があろうかと思いますけれども、時間的にといいますか、実際に第三者機関としてしまうとできないということになれば、委員会にせざるを得ないと思いますので、いかがでしょう。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

物理的、時間的に、第三者機関というのを新たに設置するというのは、非常に困難かと私 は思っております。

三田村部会長

わかりました。

村上委員

嘉田委員がおっしゃったことに関してなのですが、2番目に進行・調整役を第三者機関に させることが望ましいという記述があるのですが、これがまずいのだと思います。ここの記 述を、報告をするとか、そういうことが必要であるとか、変えればよいのではないですか。

嘉田部会長代理

参加ではなくて、報告ですか。

村上委員

はい。そういうことでよいのではないかと思います。

恐らくこの流れでいけば、ファシリテータは、河川管理者がその人にお願いをしてやってもらうということになるのだろうと思いますから、それに対して、その人はそういう仕事をしたということで流域委員会に報告をしてもらう立場になるのではないかと私は解釈していますけれども、どうなのでしょうか。

寺田委員

私は嘉田委員と少し意見が違うのです。もともと私は第三者機関の屋上屋に重ねるような 手続は不要という意見だったので、ただそれは今引っ込めていますけれども、やはり役割分 担をすべきだと私は思います。

公聴会でファシリテータという制度を実現するだけでも大変なことだと思います。これができれば、意見反映のためのかなりの部分が担保されると思います。

それに重ねて、もう一度、第三者機関という言葉を使っていますが、私は言葉として使うべきではないと思います。管理者の方が回数を重ねて、この対話集会、公聴会をやったけれども、意見対立が非常に顕著であるという部分、なかなか判断しにくいという問題についてのみ、流域委員会に諮問をして、委員会の方で一定の意見をもらいたいという手続を加えるということだと思います。

そこにはファシリテータはメンバーに入るべきではないと私は思います。これは委員会の 議論です。

但し、委員会として、公聴会において、いろいろ意見があったものを正確に把握するために、例えばファシリテータに出席を求めて、何か質問をするとかいうようなことはしたらよいと思いますけれども、これは細かい運用の問題であって、そういうところで処理すべき問題であると思います。

組織的なものとして、手続の中でどこの組織がやるかということは明確に書かないと、例えば第三者機関と書いて、「(例:委員会)」と書かれると、一体どうしたらよいのか、これでは提言にならないということになると思います。

ですから明確に委員会がそこまで覚悟して、こういう役割もやりましょう、これだけの手順を踏んでいけば、これまでにない、本当によいものができるのではないかということであれば、自信作としてこれを明確に打ち出すべきだというのが私の意見です。

三田村部会長

委員会という言葉に変えさせて頂いて、川上委員はよろしいですか。

川上委員

はい。

三田村部会長

それと、(2)についての扱い方も考えさせて頂きたいと思います。

嘉田部会長代理

他の作業部会の方はどうですか。第三者機関というのを出した時に、作業部会の中で議論はなかったのでしょうか。

私自身はそれなりの意見はありますが、他の皆さまはどうでしょうか。

山村委員

具体的に、ダムは別として、対立するとしますと、河川敷の中のグラウンド利用とか、そ ういうものです。ところが、実際はその調整をやるのは、河川整備計画では別の委員会があ るのです。

河川整備計画の中で、水面利用調整委員会とか、いろいろな委員会がありまして、そこでやることになります。それは実施過程の問題ですから、今は問題にはならないのですけれども、整備内容シートの中の問題について、住民側から、河川敷は一切利用すべきではないという案が出たとします。そうすると、それに対して、いや、利用させろという、河川整備計画の案でよろしいという意見とが対立したという時、対話集会をつくって、調整をするということになって、最終的にそれを委員会が勧告するということになると思います。勧告という言葉を使うかどうかは別として、報告するとか、何かそういう形になると思います。

これは委員会全体の決議のようになるのかどうかですね。委員会といった場合に、委員会だけにかければ全体会議の結論ということなのですが、その辺はどうなのでしょうか。

嘉田部会長代理

今お伺いしたのは、原案を出してこられる時に、どうだったのでしょうかということです。 第三者機関という言葉を出されてきたことは今回の提案の大事なところだと思いますので、 逆に私は山村委員の方にそこを聞きたかったのですが、村上委員、或いは塚本委員いかがで すか。

山村委員

1つのやり方は、委員会にかけてやるということです。その前に、例えば河川敷の問題ですと、利用部会にかけて、委員会にかけるというやり方もありますけれども、もう1つの考えは、委員会の中でそういう裁定機関、何人かを選んで調停役をやるという、それも委員会の中に入るのかどうかと、そういう意味です。

塚本委員

「委員会ダッシュ」くらいがよいのではないかと思います。

というのは、皆さまがいろいろな一般意見を聞かれた時に、本当にやりとりをされました かということがあります。ファシリテータが調整役として本当に委員の人たちは実際にやっ ておられるか、或いはやるような状況を持っておられるかということがあります。

今回の提案されたことが実現していく時には、いろいろなことをやっていかなければならないということがあれば、その辺を私は委員の方たちを含めていく必要があると思いますが、必ずしも委員会でできるという確約はできないと思います。

その時に、委員会は関わるのか、或いは委員会委員が入っているのだけれども、違う新たな人を入れてやるというようなやり方もあると思います。委員会が主導権を持ってよいのですけれども、そういう状況でやっていく方が、実績が上がるのではないかと思います。そういう意味での第三者機関かなと思います。

嘉田部会長代理

これは手続的にあることを決めないといけないわけです。今、塚本委員が言われるような

ところを残しますと、また実施できなくなってくるので、具体的に名前をどうしましょうか、 第三者機関なのか、或いは淀川水系流域委員会と入れるのか、淀川水系流域委員会プラスそ れに付随する各種委員会と入れるのか、そこを決めないと確定できないわけです。

荻野委員

現実的には、皆さまの意見の中で、淀川水系流域委員会がよいということは大体コンセン サス(合意)があるのではないかという気がしています。

今、山村委員がおっしゃったのは、他に環境・利用部会や利水部会、治水部会で、住民を 巻き込んだ会議をたくさんつくっていますよね。

そういうことと、この討論集会とがどうなるという意見であったように思いますが、これ は部会長が集まって、運営会議をやっておられます。そこで、この討論集会の位置付けをき っちりして頂いて、ここで決まったことを運営会議で諮ってもらって、そこから各部会にこ うなっていますということを言ってもらえば筋は通っていくと思います。

あくまでも、原案に対する住民との対話であり、対話集会と流域委員会がそれを受けて、 最終調整をするということは、原案に対する受け皿でありますから、そこのところは委員会 の責任でやっていくとしたらどうでしょうか。

三田村部会長

ええ、流域委員会全体だろうと私は思っております。

荻野委員

運営会議でそれを確認して、下におろして頂きたいと思います。

三田村部会長

このように記述すれば、それを受けて下さると思います。4月21日、或いは5月の委員会の時に諮るということで、よろしいですか。

先ほどの勧告云々というのは、報告に戻すということでよろしいですか。勧告は難しいか もしれません。

松本委員

今、議論しているのは、n回実施の下の委員会からの矢印の部分ですね。これを勧告ではなくて報告とする、そういう表現なのですね。

ですから、当初から4ページのフローを見ていて、第三者機関というのは、この図では具体的に委員会と書いてあると思っていました。

上の委員会は、今、省くという話になったのですけれども、これは第三者機関が委員会ということであれば、完全に省くのだけれども、修正しました(4)の2)のところで、「関係住民の範囲の決定は第三者機関」、つまり委員会が行うということです。

ですから、その選定・選出等については、委員会が関わるという形になりますから、その

ことがこのフローを見てわかるような表記の仕方を検討しなければならないと思います。

それから、第三者機関、結局委員会なのですが、委員会という名称でいくのであったらそれでよいのですけれども、それが何をあらわしているのかということを、この中で明確に合意しておかないと進めにくいだろうと思います。

全部ではなく、その中から参加できる、選ばれた委員ということになるのでしょうけれども、そこにプラスアルファでだれかが入るのか、それとも 100%委員でいくのかをここで決めておいた方がよいと思います。

委員会と表現しているのですけれども、委員会を母体として、この第三者機関という名称の組織はできるということで皆さまは合意されているのですね。そこをはっきりとして欲しいと思います。

三田村部会長

最後の方におっしゃった委員会の中身については、委員会そのものでよかろうと私は思います。委員会でご判断をされて、少人数でということになれば、それで何かのグループをつくって頂ければよいと思っていますから、それは大きな問題ではないと思います。

ただ、この委員会が流域委員会を指すのだということは、どこかで触れておかなければならないと思います。

川上委員

それは、「はじめに」の一番冒頭のところに、「淀川水系流域委員会(以下、委員会という)」 と規定しておりますので、問題はありません。

三田村部会長

申し訳ありません。予定よりも 1 時間近く超過しておりますので、次に進みたいと思います。

嘉田部会長代理

休憩はなしでいきますか。

三田村部会長

休憩なしで一気にやってしまいたいと思います。休憩なしといいますか、終わってから少し休憩したいと思います。まだ、説明資料(第1稿)に対する意見交換がありますので、申し訳ありません。作戦でもあります。

それでは、6ページの6、7を一緒にしたいと思います。いかがでしょうか。

山村委員

5の「めやす」は終わっているのですか。

三田村部会長

先ほど、4と5を合わせてと申しましたが、5はありますか。

山村委員

5 の「めやす」のところで、第 1 段階に、(1)から(8)まであるのですけれども、(5)必然性というのがよくわからないのです。

むしろ公平性とか、公正性といったものを入れた方がよいのではないかと思っています。

三田村部会長

川上委員、この必然性というのは何か内容はありますか。

川上委員

例えば、河川改修を具体的に検討する場合、何故そこに堰が必要か、或いはダムが必要かということを判断する時に、可能性とか蓋然性とか様々なレベルがあるのですけれども、これはここにはなくてはならないものだという、技術的、科学的、いろいろな根拠に基づいて、どういう考え方をしてもここに必要だというものを必然性と表現しています。

山村委員

(6)に必要性というのがありますよ。

川上委員

必要性よりももっとレベルの高いものを必然性と申します。

山村委員

必要性でそれは足りるのではないかと思います。むしろ、必要性なり必然性をどのように して判断するかが重要で、そこに施策評価が出てくるわけです。

先に必然性とか必要性があるわけではなく、必然性、必要性があるかを住民参加で検討していくということなので、それは判断基準ではないのです。

塚本委員

川上委員の言われることも、実にそうだと思います。

必要性というのは必要条件なのですよ。但し、十分条件に近い、今のこの時代に、例えば教育とか、こういう内容では当然必要ではないかというような、少しレベルの高いというか、幾つものことが含まれているような、ここにあってしかるべきだという意味では、これは残してもよいと思います。

川上委員

必要性は必要性がなくなればなくなるわけなのですけども、必然性は必要性がなくなって

も残るものなのです。

三田村部会長

どこかで公平性と入れることはできますか。

川上委員

おっしゃる通りだと思います。必要だと思います。

それはどうでしょうか。社会的意義とか、そのレベルではまた意味が違いますね。

山村委員

社会的意義なら、必然性、必要性も社会的意義です。

三田村部会長

公平性を入れさせて頂くところで終えたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、先ほど申しましたように、6、7です。6ページのご意見はありませんか。

よろしいですか。一たん閉じて、全体になって、もう一度、最後にも伺いたいと思います ので、先に進ませて頂きます。

7ページ以降ですけれども、資料として残すべきか、或いはとってしまうかというご判断でよろしかろうと思います。

実は、私も気になるところがあります。9 ページと 10 ページの四角の中を管理者側にお願いするとなると、引用だといっても気になる部分があります。

例えば、「河川の管理権を地域の人に返すこと」が必要だと書いてありますが、それは難 しいかと思います。

ここの部分を参考資料として残すか、或いは小さな文字にしてしまうか、全面的にやめて しまうか、その辺のご判断はいかがでしょうか。

山村委員

今のように、参考で結構だと思います。但し、8ページの9番「説明資料、内容シートおよび整備計画作成のあり方」は本文の中へ入れた方がよいと思います。アメリカの環境政策法の中にも、わかりやすく表現せよとか、誤解を生じるような表現は避けよとか、こういう規定は規則に書いているのです。9番は入れておいて頂きたいと思います。

嘉田部会長代理

はい。

三田村部会長

わかりました。ちょっと忘れておりました。

嘉田部会長代理

先ほど提案したように、7 の次に 9 のテクニカルなところを頭に挙げて、8 と 10 を参考資料にするという形でどうでしょうか。

川上委員

それで結構なのですが、関係住民と代替案については、用語の解説が必要だと私は思います。

嘉田部会長代理

こういう用語解説は後で入れる方がよいのです。用語解説は本文に入れない方が誤解もないでしょう。そういう意味では、後ろに用語解説と、関連する長期的な意見というようなことでどうでしょう。

三田村部会長

ご異論がなければ、もともとの9番を8番に上げて、8番を何か違う記号にするか、或いは9番にそのまま続けるかは別個にいたしまして、参考資料に回したいと思います。よろしいですか。

では、参考資料として置いておくということで、よろしいですか。

松本委員

川上委員が今おっしゃられたように、関係住民というところは絶えず自分、或いはこういうケースの場合はどこに入ってくるのかという辺りで、非常に関心の高いところなのです。 私は遅参してまいりましたので、前半で話が進んでいたのかと思いますが、この関係住民のからの区分について、何か議論はありましたか。

嘉田部会長代理

いえ、していません。

松本委員

では、確認したいのですけれども、例えば利害関係者といった時にどこら辺の範囲までを 利害関係者とするのかということです。利害関係者以外の住民一般という表現も、この住民 一般というのは流域住民一般ということなのだろうと思います。それと、意見書にも出させ てもらっていますが、流域社会構成員という表現がどうもしっくりいかないということもあ ります。

まず第1点が、利害関係者ですが、趣味で休みの日に釣りに来て憩いの場にしているような人は、ここに入るのでしょうか。

川上委員

入らないと思います。利害関係者というのは河川に対して漁業権とか取水権、或いは堤外 民地の所有権など、具体的な権利を持っている人を指しております。

松本委員

それでは、従来の、利害関係者という時のとらえ方で大体よいということですね。拡大してとらえていないということですね。

今言った、例えば山菜摘みにいつも土手に来ている人などは 番目の利害関係者以外の住民一般に入るということですね。そうすると、そういう人と 流域社会構成員との関係を、もう少しご説明頂けたらと思います。

川上委員

流域社会構成員というのは利害関係者に対する概念でありまして、ここに括弧書きをして おりますように、直接的に例えば物権等の権利は持っていないけれども、命の源である水道 の原水として川の水を使っている、そういう人を考えております。

嘉田部会長代理

ここは括弧書きで、補足をさせて頂けたらと思います。十分議論できていないのですが、 地域社会学等でも利害関係者というのは、川上委員が今おっしゃったように、地権者である とか公的な権利保持者です。大変狭い意味での利害関係や権利を持っている人です。それに 対して利害関係者以外の住民というのは、私たちは受益と受苦と言っているのですが、山菜 を摘むなり、或いは遊びに来るのも益があるといえますし、万一洪水の時には、被害を受け るかも知れない、そういう受益なり受苦なりの人たちだということです。

住民組織なり地域組織というのは、領域として、例えば地域自治会の住民ではあるけれども直接川には関わってないとか、ある意味で領域的に囲まれてくるところだという理解はどうでしょうか。領域として地元と言われている地元市町村とか地元自治会とかです。それに対して、 の流域社会構成員という方はもう少し広いわけです。流域領域です。 と というのは、自分がその気にならなくても、既にその領域に入っていたり、既にその水を飲まされていたり、或いは自分たちの排水が流れていたりという、そのような関係という理解はできないでしょうか。それで少し整理をして括弧で入れさせて頂くというのはどうでしょうか。

松本委員

今のご説明がしっくりいくかどうかは別にしまして、もう少し具体例を挙げて説明をして 頂かないと、この中でどこに位置するのかということがわかりにくい表現である気がします。 行政の方でも、こういう段階で対処される時の位置付けを明確にしておく方がよいのではな いかと思います。流域社会構成員というのが一番わかりづらい感じがいたします。何か他の 表現があってもよいのではないでしょうか。流域に住んでいなくても、別の流域でも水道の 水だけは利用している人というのが入ってくるわけですね。

三田村部会長

あまり細かく決めてしまうと、動かしにくい部分もありますが、もとの8番は大事な部分でもありますので、少しコメントをしておくということで、ご意見を承って私どもにお任せ頂きたいと思います。よろしいですか。

そういう意味では、もとの 8 番は言葉の使い方ですから重要ですけれども、参考資料の10 番とか、サイレントマジョリティに関しては全くの参考資料のようなものですので、プラスアルファ部分はあるかもしれませんが、よろしいですか。後でもう一度、休憩後にご意見を求める時間をつくりたいと思います。必ずつくりますので、一たん休憩にしたいと思います。

嘉田部会長代理

あと20分。5時で終わりです。どうしましょうか。

三田村部会長

5 時で終われないです。申し訳ないですけれども、できるだけはやく終わるようにしたい と思います。

嘉田部会長代理

どのくらい延ばすことが可能でしょうか。

三田村部会長

それはわかりませんが、いずれにしても休憩したいと思います。休憩後に、もう一度全体を見て頂いて、大きな部分でご意見を忘れたところがあるかをご確認頂いて、その後に河川管理者にご意見を少し頂いて、その後に一般傍聴者の方から、この部分に関してご意見を頂きたいと思います。時間がありましたら説明資料(第1稿)に対して、としたいと思いますが、この休憩時間で委員の方々に、何時で終わるべきかということも諮ってみたいと思います。

庶務、何かコメント頂けましたらありがたいのです。休憩した方がよろしいか、或いは5時に終わるのだったら、このまま一気にやらなければならないです。

庶務(三菱総合研究所 新田)

では、休憩を少し挟ませて頂いて、休憩の間に委員の皆さまで、どうするかを決めて頂ければよいかと思います。

三田村部会長

何時まで休憩にいたしましょうか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

10 分ということで、慌但しいですが、50 分開始でよろしくお願いします。委員の方々、 控室の方に移動して頂けますでしょうか。

〔休憩 16:39~16:51〕

庶務(三菱総合研究所 新田)

時間となりましたので再開させて頂きたいと思います。外にいらっしゃる方は入られてご 着席頂けるよう、よろしくお願いします。

それでは、審議を再開いたしたいと思います。三田村部会長、よろしくお願いします。

三田村部会長

では、再開させて頂きます。私どもの不手際で時間を随分超過してしまいましたが、非常 に活発なご議論を頂いて、ここまでたどり着くことができました。

後の予定を申し上げます。休憩中に委員の方々からご意見をちょうだいいたしまして、説明資料(第1稿)に対する意見交換は次の機会にやりたいと思います。今日は提言の別冊に関してだけは是非終えたいと思います。この後、全体をもう一度眺めて頂いてご意見を頂く、それから個別に、もし言い忘れたことがありましたらそれを頂く、その後河川管理者から少しご意見を頂き、最後に一般傍聴者の方からご意見を頂くというので閉じたいと思います。後の片づけ等の時間を入れますと、15分くらいに終えないと、ここの会場は追い出されるそうなので、ご協力頂きたいと思います。

それでは、この案に関して全体を眺めて頂いて、ご意見はありますか。

山村委員

資料 2 - 1 補足の 6 ページに (4) というのが 1 行目にありまして、費用 / 効果となっておりますが、費用 / 便益に直した方がよいのではないかと思います。効果といった場合には効率性だけで、環境等の価値等は入ってないのですが、便益といった場合には、普通は効率性の他に環境上のマイナスのコストというものも入るわけですから、そういう意味で費用 / 便益とする修正案を出します。

三田村部会長

川上委員、そのようにさせて頂いてよろしいですか。

嘉田部会長代理

付録の部分、10 ページでサイレントマジョリティの考え方が 1 つの意見として出ているのですが、私は全く対極の意見を持っておりまして、藤井委員が出しているのですけれども、地域の方たちは多弁になることがあるということで、何故多弁にならないのかというようなことを少し、補足の意見として出させてもらいます。

ここで詳しくは申し上げませんが、ある一種の問題を争点として出していって、そこで意見は言えないけど、実は歴史的な経緯であるとか、個々の人が経験していることであるとか、そういうところに入っていくとたくさん出てくるご意見があるわけです。そういう意見の汲み出し方というのも、ここに1つ追加意見として出させて頂きます。もうこれ以上は申し上げないで文章で出させて頂きます。特に藤井委員が言っていることがここでは全く逆の立場になってしまうので、出させて頂くということだけ了解を頂きたいと思います。2、3日中に文章にさせて頂きます。

塚本委員

5ページの5の「めやす」のところですが、第1段階ということで、(1)から(8)という順序があります。一般の人がこれを見た時には、これは順番だと思うと思います。私は、もしこれが順番であれば逆転して欲しいと思います。というのは、法律に適合かどうかから行かれたら、一般の人は、それならしょうがないなということになりますから、間口を広げるという意味では、もし順序があるとしたら逆ではないかと思います。第2段階もそうです。先に「技術等可能 / 不可能」ではなくて、何を優先しなければならないかという議論によって技術を開発していくというか、そういう意味で、もし順序があるとしたら、逆転して頂きたいと思います。

もう1つ、7ページの参考事項で、住民の性格分類をしているところ、残すかどうかと言われた D「市民主導型」なのですけれども、自主管理と環境教育と、それから、流域再生というのを言葉として入れて頂きたいと思います。それで、これは市民主導ではなくて主体ではないかということを提案させてもらいます。

川上委員

これは、出典は書いておりませんけれども、山村委員からご提供頂きました環境省の資料の丸写しなのです。ですから、ここに新たに言葉を入れると、少しややこしくなるのです。

塚本委員

そうですか。

三田村部会長

それでは、出典を付記して頂きましょうか。

川上委員

はい、出典を明らかにします。

三田村部会長

或いは出典を付記して頂いて、一部改変という言葉でもよろしいかもしれません。

川上委員

はい。では、そういう形で検討させて頂きます。

三田村部会長

個別の部分に進みましたが、個別も含めて全体で、いかがでしょうか。

嘉田部会長代理

私の個人的な意見ですが、関係住民というところに、女性や子供や若者を含めて幅広く住民というものをとらえるということを、付録のところでよいのですが、どこかに入れて頂きたいと思います。今までも随分議論していると思いますが、この社会もそうですけれども、どうしても正規の男性ばかりになってしまうので、関係住民のところにどこか、女性や子供や若者等を含めてというのを入れて頂けたらと思います。

川上委員

具体の文章でご意見頂く時に、一緒にご提案頂けませんでしょうか。

嘉田部会長代理

はい。

川上委員

男が書くと、また書き直さなければいけなくなりますので、すいません。

塚本委員

もう1つあります。ページ数でいきますと7ページの、先ほど議論にもなったのですけれども、利害関係者というのは、このままでは従来型の形になってしまいます。理念を持って川の復元を2、30年やっていくのだったら、暮らしよい流域づくりを試み目指し、実績をつくっていっている広い意味での利害関係者、括弧でいうなら公共の認識のある方、これも利害関係者に入るのではないかと思います。これは文章にさせて頂きます。

三田村部会長

今、文章にさせて頂くというご提案がありましたように、4月21日の委員会に、ほぼ完成版を提出いたしますが、その後に文章で提出して頂くことになっていますので、その部分は今ご発言頂かなくても結構かと思います。ここで議論しなければならない事柄がもしありましたら、ちょうだいしたいと思います。それはもう機会がありませんので、よろしくお願いします。

村上委員

ファシリテータのことなのですけれども、委員会委員を除く適任者から選任するというこ

とになっているのですが、この仕事を具体的にやっていく人が、例えば、この問題に関してはこの人というのがすぐに当てられるかどうかが、少し不安です。具体的に、どういう場所でどういう人を集めてどういうテーマでやるということまで決まっていませんから、議論しにくいところではあるのですけれども、委員会委員以外からということになると、非常に難しいところもあるという感じがしています。

先ほどの議論からすれば、ファシリテータ役は委員会に参加しない、すると立場が非常に あいまいになってよくないので、例えば委員の人が調整役になったら委員でなくなるという ことになるのか、どうなるのかと思っています。

嘉田部会長代理

ここの部分は除いておくという提案ですか。委員会委員を除くというのは、あえて文字で 残さないで現場での運用なり、本当に人がいるのかどうかということを考えながらというこ とで、ここは除いておくというご提案と考えてよろしいでしょうか。

村上委員

はい。

三田村部会長

むしろ、河川管理者がご判断されることかと思います。後でお聞きしようかと思ったのですけれども、これはもうとても困難だと思われるのであれば表現を変えた方がよいのかも知れないです。

塚本委員

私は、流域委員または適任者と含めばよいと思います。今、子供たちとやっていって、ファシリテータというのは、専門でなっていく時にいろいろな要因を知っていくという、これからはそこが本当に大事になるのだと思います。専門で自分がやっていることと他のものとが、どういう関係を持つのかという、そういう人たちが育っていって欲しいということで、ある意味では基本的には委員は皆さまファシリテータであって欲しいわけです。そうしたら本当に具体の実現に向けてやっていけるのではないかという理想を持っているので、私は、委員または適任者というのでよいと思います。

三田村部会長

混乱してまいりますので、私の方で強権を発動させて頂きます。他にご意見がないようでしたら、ここで河川管理者に、この4ページのフローでできるのかについてご意見を頂きたいのと、先ほど西村情報管理官の方からご発言を求められました件と今のファシリテータの件と、できるかできないか、その3点をお伺いしたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川情報管理官 西村)

まず、4ページのフローの件なのですが、この委員会も含めて河川法にのっとってといいますか法体系にのっとってやるとしますと、フローの下の方なのですけれども、河川整備計画案の策定で、その後は地方公共団体の長からの意見聴取という形になろうかと思います。 定川水系流域委員会からの意見聴取というのは、その上の河川整備計画案の策定の前に来るのだろうと思います。 それが 1 点目です。

少し戻って頂きまして、先ほど第三者機関は委員会だということでお考え頂けるということになりましたが、3ページの(3)なのですが、第n段階というところで河川管理者から、これは委員会への調停依頼ではなくて、例えば状況報告とか、そういう形になるのではなかるうかと思っています。それから、河川管理者に勧告するというのは多分、報告なり、そういう形になるかと思います。

もう 1 つ、5 ページの(3)開催方法と留意事項のところで、ファシリテータをだれが選ぶのかということが書かれてないのですが、河川管理者が選ぶということでよいのかどうかということが 1 点です。それから 2) ですか、関係住民の範囲の決定は委員会が行うのが妥当であろうと、こういうことになるわけですね。河川管理者が勝手には決めない、委員会が決めるのだという解釈なのかどうか、その辺お伺いしたい部分があります。

川上委員

ファシリテータは、河川管理者が選ばれることになると思います。もう1つ、円卓につく 関係住民の選任ですけれども、それはやはり第三者機関といいますか委員会といいますかが 適任ではないかと考えます。

三田村部会長

そういう意味において河川管理者にお伺いしたのですけれども、私も河川管理者が選ぶも のだろうと思いますので、可能ですねという確認です。

河川管理者(近畿地方整備局 河川情報管理官 西村)

ファシリテータとして委員の方々または適任者を河川管理者が選ぶということになるのだろうと思いますが、河川管理者が選びますと、我々は公正に選ぶつもりですけれども、一般の方々は、その人が厳に公正中立かどうかという危惧を持っているということがあります。 それでよければ我々が選ぶということになるかと思います。

三田村部会長

わかりました。それでは、河川管理者にノミネートして頂いて、こちらに打診して頂くというのでいかがでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川情報管理官 西村) わかりました。

村上委員

対話集会の開き方について全然議論しなかったのですけれども、よいのでしょうか。どういうテーマの持ち方でというようなことを全然議論していなかったので、テーマの設定の仕方とか、その辺のプロセスがほったらかしになっていますが、それが決まらないとファシリテータも決められない気がするのです。

三田村部会長

それは管理者がお決めになることだろうと、私は思います。

村上委員

そういうことでよいのですか。

三田村部会長

そうですね、川上委員。

川上委員

以前にもご説明しましたけれども、整備内容シート(第1稿)において「実施」と書かれているものがテーマです。

三田村部会長

どこでどういうことをするかは河川管理者が決められるのです。枠は私たちが、広い意味では与えています。

荻野委員

これは公聴会ですから、公聴会を主宰するのは河川管理者です。ただ、その時に相談に乗るなど、いろいろなことをするために、この委員会を河川管理者がお使いになるというのは非常に結構なことだと思います。ですから、あまり詳細をこの委員会で取り仕切ってしまうのは、これもまた中立の立場から逸脱するので、その辺は河川法にのっとって仕組みをつくっていくということでやっていかないと、まとまり切らないという気がします。

三田村部会長

では、ここで閉じさせて頂きますが、よろしいでしょうか。

この後の扱い方ですけれども、今日のご議論の大きな部分は庶務と川上委員、嘉田部会長代理、私の4者で相談いたしまして、来週の月曜日の委員会の方にできるだけ反映させたいと思います。プラスアルファの部分につきましては、或いは大きな部分で抜けている部分もあるかと思いますけれども、それは次の委員会に確定版を提出いたします。庶務の方に提出して頂くのですが、プラスアルファのご意見をちょうだいする期間としてはいつがよろしい

ですか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

5月7日締め切りで頂ければと思います。

三田村部会長

5月7日締め切りで庶務の方にご提出頂きたいと思います。大きな骨子に関わることは避けて頂きたいと思います。もう一度この部会を開くということはできないと思いますので、よろしいですか。

それと川上委員にお願いしたいのですけれども、資料 2 - 2 の扱い方を確定してないので、 それもよろしくお願いいたします。

それでは、お待たせいたしました。5分ばかりしか時間がありませんが、一般傍聴の方々から意見がありましたら、ちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。サイレントマジョリティにならないように、是非お願いしたいと思います。よろしいですか。

では、4番目の「その他」は庶務、ありますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

資料4をご覧頂きたいのですが、昨日の運営会議で若干日程の変更の可能性が生じています。委員会のところの6月27日金曜日、7月15日火曜日というのが、それぞれ6月20日、7月12日を候補日として日程の再調整ということになっていますので、お知らせしておきたいと思います。

次回の住民参加部会につきましては三田村部会長と嘉田部会長代理にご相談をして、早急に日程を決めたいと思います。以上です。

三田村部会長

ありがとうございました。それでは、今日の審議を閉じたいと思います。庶務の方も焦ってらっしゃるのか、言葉がうまく出なかったところもありますが、本当にありがとうございました。

川上委員

21 日の委員会に提出するということになりますと、もう今晩でも、このまま打ち合わせをしないとまとまらないと思いますけれども、いかがでしょうか。

三田村部会長

先ほど私、発言いたしましたけれども、この後少し残って頂いて打ち合わせということになります。

それでは、庶務の方、最後のお言葉をお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、これをもちまして、第4回住民参加部会を終わらせて頂きたいと思います。ど うもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議(2002/7/16 開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1.議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
- 2.確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3.延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお 伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。